

## 地域産業としての長州捕鯨 －長門市くじら資料館所蔵文書からみえるもの－

古賀 康士

土佐山内家宝物資料館学芸員、平成24年度下関市立大学附属地域共創センター委嘱研究員

### 1. はじめに

17世紀から19世紀にかけて長州の日本海に面する北浦地域では、捕鯨業が地域の基幹的な産業として展開した。青海島の通浦やその西方の位置する川尻浦などでは、捕鯨業が地域の生業として浦の共同体的な組織のなかに組み込まれ、100年以上にわたり地域社会を支えていた。それらは、萩藩の行政支配機構や地域の社会経済状況に規定されながら、独自の歴史的展開を遂げることになる。

この長州捕鯨に関する本格的な研究は、羽原又吉の漁業史研究に始まる。羽原は、北浦地域各地の捕鯨業に対し詳細な分析を加えた。その要旨は、川尻浦の「合勺制」の理解に集約することができる。すなわち、川尻浦の鯨組は、浦方の漁場の共同所有(総有)に基づく共同体的な生産機構を探り、その権限は「合勺制」と呼ばれる漁業株によって浦方で分有されるものの、それらは浦方の実質的な権力関係に規定され、村役人や漁業経営者(網頭・村君など)といった村落上層を中心に所有されるというものである<sup>1</sup>。その後、羽原の研究は、漁業史の本流においては二野瓶徳夫の「総百姓共有漁場説」によって体系化され、克服されることになるが<sup>2</sup>、長州捕鯨の研究においては、なおその意義は失われていない。

次いで1960年代～70年代には、多田穂波と徳見光三の研究が登場する<sup>3</sup>。これらの研究は、主に郷土史・地域史的な関心に基づきなされたもので、地域に残された一次史料をふんだんに利用した点に特徴がある。また80年代以降、戸田昭が山口県庁文書を中心近く世から近代の捕鯨をめぐる地域間の争論を検討したほか、地域史料を丹念に追った河野良輔の研究などもあらわれた<sup>4</sup>。これらの一連の研究によって長州捕鯨に対する理解は確実に進むこととなったといえる。

しかし、地域の基幹的な産業として営まれた長州捕鯨の歴史的性格を捉えるには、なお少なからぬ課題が残されている。例えば、近世・近代の漁業史において長州捕鯨はどのような位置付けがなされるのかという問い合わせに答えるには、全国的な漁業史の一環としてなされた羽原又吉の長州捕鯨の研究を批判的に再検討する必要があろう。さらに、紀州・土

<sup>1</sup> 羽原又吉『日本漁業経済史研究』上巻、岩波書店、1952年、49-50、464-516頁。

<sup>2</sup> 二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』御茶の水書房、1962年。

<sup>3</sup> 多田穂波『見島と鯨』見島と鯨編纂会、1968年、同『明治期山口県捕鯨史の研究 一網代式捕鯨とその他の鯨とり』マツノ書店、1978年。徳見光三『長州捕鯨考』長門地方史料研究所、1971年。

<sup>4</sup> 戸島昭「大津郡捕鯨紛議（一）～（六）」『山口県文書館研究紀要』第16号～第29号、1989～2002年所収。河野良輔『長州・北浦捕鯨のあらまし』長門大津くじら食文化を継承する会、2005年。最近では、先行研究を手際よくまとめた通史に、清水満幸『萩・北浦のクジラ文化』一般社団法人・萩ものがたり、2011年がある。長州捕鯨に関する先行研究は、同書参考文献を参照のこと。また、『山口県史 史料編 近世4』（山口県、2008年）には、通浦の惣網頭などをつとめた早川家文書の主要部分の翻刻も収載された。

佐・西海といった近世日本の主要な捕鯨地域との比較検討なども重要な課題として残されている。

こうした課題を解決するには、関係史料の包括的な分析が必要となるものの、長州捕鯨に関する一次史料の全貌は、なお不分明なままに止まっている。多田・徳見らが使用した史料群の現在の所在なども、容易には明らかにできない。

また藩政文書中の捕鯨史料の抽出や地域史料のさらなる掘り起こしも未だ充分ではない。

そこで小稿では、長門市くじら資料館が所蔵する近世の捕鯨関係文書を紹介したい。日本海の流通拠点の一つであった瀬戸崎浦（仙崎）の対岸、青海島の通浦に位置する長門市くじら資料館は、鈎や刀といった捕鯨道具のほか、近世文書も収蔵されている。これらの文書は反古として廃棄されていたところを拾われたもので、文書の伝来過程に不明な点が残る<sup>5</sup>。しかし、そこには他の文書群には見られない史実も記されており、この地域の捕鯨業の実態を伝える貴重な史料となっている。

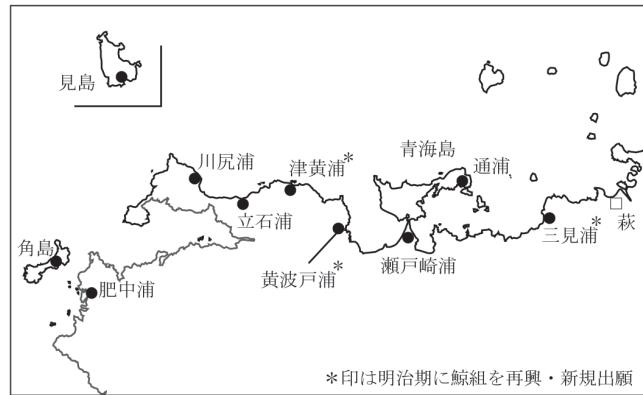


図 長州捕鯨関係地図

## 2. 史料の概要

長門市くじら資料館が所蔵する近世の捕鯨関係文書は、合計6点である。これらは長州捕鯨の流通、金融、および鯨をめぐる地域間の利害・協調関係を示す史料に分類できる。いずれも長州捕鯨を分析するうえで、基礎的な問題となる。以下、史料の翻刻の解題として、各史料の概要とその歴史的な背景を整理しておきたい。なお史料番号は、史料の内容と年代をもとに翻刻者が便宜的に付したものである。

### (1) 流通と組織

史料1・2は、長州捕鯨の流通に関するものである。いずれも捕獲鯨の入札が実施されない状況に対する藩の下間に答えたものである。年代は確定することができない。

史料1「御尋ニ付申上候事」は、瀬戸崎浦・通浦の仲買商人12名連名で作成された文書である。差出人の情報は、その数日後に浦役人によって作成された史料2から判明する。

この史料1では、同年春から萩の鯨問屋が1軒となつたため、捕獲鯨の入札が円滑にできない状況が訴えられている。これまで問屋が複数存在した時には、問屋の「作廻」によって取引がなされ、問屋から仲買への資金的な融通関係が構築されていた。そこでは仲買商人が支払うべき代銀の半額が問屋から融通され、未払い金の決済も仲買商人が鯨を売却するまで猶予されていた。しかし、問屋が1軒となり独占状態が生じると、仲買への金

<sup>5</sup> 文書の伝来過程については、長門市くじら資料館館長早川義勝氏より御教示を得た。

融的な支援が打ち切られ、捕獲鯨の入札が困難となる実態が惹起したというのである。

こうした仲買商人からの訴えを受けて、瀬戸崎浦・通浦の「両浦役人」が萩の問屋を再び増加させるよう藩側に要望したのが、史料2の「御断申上候事」である。ここでは問題の背景がより具体的に述べている。なかでも仲買商人を介さずに、「地下」、すなわち鯨組の母体となる浦や地域社会による鯨の直接販売が、忌避されている点が注目される。

その原因の一つは、「地下」の人的資源の制約である。「此度之通ニ地下之作廻ニ仕候てハ、多人数打かゝり、重而漁支度も不得仕、倘又隙取候時ハ、鯨も損シ売払候直段下直」となってしまう。つまり「地下」が鯨の販売までも手がけては、捕獲後の出漁準備が難しく、鯨も傷みが生じてしまい販売価格も下落してしまうというのである。

もう一つの原因是、金融的な制約であった。仲買への入札販売においては現銀決済が採られていたため、地域や周辺の浦々に対する捕獲鯨の利益配分を遅滞なく行えた。しかし「地下」自らが萩の問屋に鯨を廻送した場合には、代金の回収に時間要するため、「銘々手取之銀子も殊之外延引仕」り、支払いが遅延することになる。

これらの史料からは、問屋資本に支えられた仲買商人の存在が長州捕鯨の流通システムの基盤となっていたことが明らかとなる。長州捕鯨における仲買商人の存在形態については不明な点が多いが、史料2に「札様之者」とあり、「式・三組宛」の共同入札も提案されていることから、入札の参加権限などをめぐって、近世段階から仲買商人が一定程度まで組織化されていたと考えられる。こうした組織化された仲買商人の存在は、日本の古式捕鯨における長州捕鯨の位置づけを考えるうえで、重要な示唆を与えてくれる。

日本の主要な捕鯨地域の一つであった土佐では、長州捕鯨と同様に鯨の流通システムを仲買商人が支えていた。土佐室戸の津呂組では、近世後期の段階から鑑札に相当する「商札」が存在し、明治中期には18組に組織された仲買商人によって、組単位で入札が実施されている<sup>6</sup>。

これと対照をなすのが、古式捕鯨において最もその産業規模を拡大させた西海捕鯨業のケースである。北部九州の沿岸・島嶼部を主要な舞台に展開を遂げた西海捕鯨業では、組織化された仲買商人が殆ど見られず、「小納屋」と呼ばれる地域の有力者や商人らが経営する組織が鯨肉類の加工・販売業務を担っていた。そのため仲買商人が流通システムに占める重要性は、長州や土佐に較べて低いレベルにとどまっている<sup>7</sup>。長州の北浦地域は、西海地域と距離も近く、鯨組や労働者を介した直接的な交渉もあるが、こと流通システムに関する限り、両者の歴史的な展開はまったく異なる歩みを見せてきたのである。

こうした流通システムの違いは、鯨組の組織形成のあり方にも影響したと考えるべきだろう。一般的に長州捕鯨では西海捕鯨よりも鯨組の規模が小さい傾向にあるが、これは加

<sup>6</sup> 伊豆川浅吉『土佐捕鯨史』下巻、アチック・ミューゼアム、1943年、384-392頁（『日本常民生活資料叢書』第23巻、三一書房、1973年、再収）。以下、本文中の土佐捕鯨に関する記述は同書による。

<sup>7</sup> 西海捕鯨と土佐捕鯨における流通機構の違いについては、拙稿「西海捕鯨業における鯨肉流通——幕末期壱岐小納屋の販売行動を中心に——」『九州大学総合研究博物館研究報告』No.9、2011年、55-56頁参照。

工・販売業務を鯨組の内部で行うか、外部で行うかの違いを示すものと見るべきかも知れない。こうした各地の古式捕鯨を組織形態の比較は、今後の課題としたい。

## (2) 地域と金融

史料3「鯨組願書附写」は、長州捕鯨における地域と金融に関わる史料である。この文書の作成年代は、宛名として登場する大庄屋の在勤期間と史料中に見られる萩藩札に関する記述から、宝暦5年（1755）と確定できる<sup>8</sup>。

この「鯨組願書附写」は、通浦が捕鯨資金として銀22貫目（金1両64匁換算で343両余）の融資を藩に願い出たものである。融資のうち10貫目は現銀で借用し、12貫目は通浦にある藩有林の「立山」のうち、鯨の「魚添」に支障がない材木を伐採し、その売却代金を引き当てるとしている。「魚添」とは、沿岸部の森林が鯨の回遊経路に影響を与えると考えられたことを示すものであろう。

長州捕鯨における地域と金融の関係を考えるうえで、史料からは2つ論点を抽出することができる。

第1に、藩側の融資銀（30貫目）を萩藩特有の地域共有の資金である「修甫」として運用し、それを「鯨組修甫」として通浦の捕鯨資金の財源としていたことである。「修甫」とは、銀・米などを基金として取り集め、その運用利益によって特定の事業や支出を賄うこという<sup>9</sup>。この地域の共有財源である「修甫」を活用する捕鯨金融のあり方は、西海捕鯨業などには見られない長州捕鯨特有のものである。捕鯨業への修甫の活用については、これまで『長門市史』などで言及されているが、本史料はその実態をより具体的に伝えてくれる<sup>10</sup>。

第2に、藩札と正金銀の通用範囲をめぐって鯨組の運営に問題が生じていたことである。宝暦3年秋に発行された萩藩札は正金銀の領内通用が制限するものであったため、鯨組の「仕構」えに支障が生じる事態に陥っている。鯨組の操業には他地域からの資材などの購入が不可欠であり、そのため域外決済に用いる幕府正貨（金銀錢）が必要となるが、萩藩札の登場によって鯨組には藩札のみが集まることになってしまったのである。このことは北浦地域における鯨商品の流通範囲が領内に限定していたことを間接的に示すものといえよう。こうした貨幣的な要因によって鯨組の経営が悪化することも、藩領域を超えて拡大した西海捕鯨や大坂・兵庫への販路を有していた土佐捕鯨には殆ど見ることがで

<sup>8</sup> 大庄屋の重村四郎右衛門の在勤期間については、山口県文書館所蔵宰判本扣100「前大津宰判本控」参照。重村四郎右衛門は宝暦期の記事に散見される。史料にみられる萩藩札の発行と流通過程は、宝暦期のものと合致する。当該期の萩藩札の発行と流通については、小川国治『転換期長州藩の研究』思文閣出版、1996年、など参照のこと。

<sup>9</sup> 萩藩の修甫制度については、又野誠「長州藩の諸郡修甫制度についての一考察」『山口県地方史研究』第57号、1987年、1-10頁、など参照。

<sup>10</sup> 長門市史編集委員会編『長門市史 歴史編』（長門市史刊行委員会、1981年）では、「前大津宰判本控」から宝暦6年段階の「浦修甫銀」などが分析されている（412-415頁）。史料3で確認される鯨組の修甫運用は、これより数年さかのぼるもので、その運用規模も大きい。

きない現象である。

2つの論点のうち、長州捕鯨の特質を考えるうえで注目されるのが第1の「修甫」と鯨組の関係である。ここに見られる公的な地域財源の捕鯨業への活用は、長州捕鯨が地域社会や浦の共同体と不即不離の関係にあったことを示す証左の一つといえる。この問題は、漁場の所有形態をめぐる漁業史の古典的な議論に通じるものであり、なお具体的な史料に即した分析が求められよう。

### (3) 地域間の利害・協調関係

最後にあげた史料4～6は、通浦と川尻浦の流れ鯨の処理をめぐる交渉過程を示す書状3通である。これらの史料は一括史料として扱われるもので、いずれも年紀を欠くが、登場する代官と鯨の捕獲日の情報により、享保17年（1732）の史料と比定することができる<sup>11</sup>。

この発端は、川尻浦が捕獲に失敗した勢美鯨1頭が、通浦の近海に流れ着いたことにある。通浦では鯨が腐り掛けていたので、即座に入札に掛けるが、川尻浦でも萩藩などを通じて鯨の漂着先を探索した。「鯨一頭、七浦栄える」と言われるように、鯨がもたらす利益は莫大だからである。

このケースでは、最終的に川尻浦から通浦へ「札銀壹包」（萩藩札）が謝礼として贈られている。おそらく川尻浦の所有権が一部認められ、鯨の利益は両浦で分配されたと推測される。この流れ鯨の一件からは、北浦地域において、日常的に発生する流れ鯨の問題を解決するルールが存在したことが窺える。川尻浦などに対し、宰判代官が「前々より之古法」を尋ねていることはそのことを如実に示すといえよう（史料4）。

こうした流れ鯨をめぐる問題を見るとき、想起すべき歴史がある。それは明治に入って北浦地域の各地で発生した地域利害をめぐる紛争である。これらの紛争は、江戸時代に萩藩などによって捕鯨が許可されなかった地域が、近代化によって既成の秩序が変貌するなかで、地域振興のために捕鯨業に参入したために起きた。その過程で、旧来の捕鯨地域との間で深刻な対立関係が生まれることになる。

こうした紛争については、戸島昭が山口県庁の文書などを用いて検討している<sup>12</sup>。これらの紛争で注目されるのは、戸島も指摘するように、捕鯨をめぐる地域利害の衝突が物理的暴力を伴わずに解決が図られたことである。この背景には、通浦・川尻浦の流れ鯨の処遇をめぐる交渉過程に見られるように、捕鯨をめぐる紛争を日常的に回避してきた近世からの「伝統」が存在したといえるだろう。

また同時に、近代に地域間の紛争を惹起させた制度的な要因にも注意を払う必要があ

<sup>11</sup> 史料4の差出人の井上四郎右衛門は、享保15年～同17年まで前大津宰判代官と両大津宰判代官を務めたことが確認される（『長門市史 歴史編』217頁）。この間、史料4に見られるように、川尻浦で1月28日に蟬鯨（セミクジラ）の捕獲事例が確認されるのは、享保17年のみである。この時、川尻浦では3頭のセミクジラが捕獲されている（山口県文書館所蔵県庁戦前A農業495「明治二十二年川尻捕鯨会社捕鯨調書 捕鯨統計」）。

<sup>12</sup> 戸島昭「大津郡捕鯨紛議（一）～（六）」。

る。流れ鯨の問題は、突き詰めれば、漁場の占有形態にまでその因果関係を還元することができるだろう。この点でも、漁場の請浦制が基本的に採用されていた西海捕鯨業は興味深い対照をなす。幕末期の事例によると、捕獲し損なった流れ鯨の処遇は原則として漁場を請け負った鯨組間の問題として処理されている<sup>13</sup>。また近代においても、長崎県の県庁文書による限り、漁場をめぐる地域間の紛争は山口県より少なかったと推測される<sup>14</sup>。同じく捕鯨業を地域の基幹的な産業としていても、そこにはさまざまな種差がはらまけていたのである

### 3. 小括

ここまで長門市くじら資料館が所蔵する6点の史料を読み解いてきた。これらの史料が持つ多様な解釈の可能性を引き出すには、なお関係史料の網羅的な分析が必要となるが、小稿の粗描によっても、長州捕鯨に対する新たな知見を導き出すことができた。

一つは、長州捕鯨の「独自性」である。萩藩特有の地域財源である「修甫」を活用した捕鯨金融、西海捕鯨とは違い組織化された仲買商人が活躍する流通システム、流れ鯨への対応に見られる地域間の利害・協調関係など、これらはいずれも長州捕鯨を他の主要な捕鯨地域から区別する種差として認められるものである。本稿が長州捕鯨を地域産業と呼ぶゆえんも、単にその産業規模の大きさだけでなく、こうした地域特有の諸条件に規定された産業のあり方にあった。

もう一つは、これらの種差が生み出される仕組みである。この点、浦・地域社会と鯨組の密接な関係、とりわけ浦方の漁場の占有・利用のあり方が、捕鯨金融や鯨組の組織形態など、さまざまな種差を生み出すうえで決定的な役回りを果したことが予測された。この意味において、漁場の共同所有の問題から議論を説き起した羽原又吉の研究は、長州捕鯨の歴史的展開を考えるうえで、なお多くの示唆に富むといえるだろう。

紀州・土佐・西海といった近世日本の主要な捕鯨地域のなかで、ユニークな歴史的展開を遂げた長州捕鯨をどのように位置づけるか。この問いはなお充分に解き明されていない課題である。関係史料の悉皆的な調査と情報の共有という基礎研究は、この課題に答えるための唯一にして確実な方法となろう。

<sup>13</sup> 抽稿「西海捕鯨業における中小鯨組の経営と組織 一幕末期小値賀島大坂屋を中心にー」『九州大学総合研究博物館研究報告』第10号、2012年、121-123頁参照。

<sup>14</sup> 長崎県歴史文化博物館所蔵分。西海捕鯨業における近世・近代の捕鯨の漁場をめぐる問題については、別稿で扱うこととした。

## 翻刻凡例

- 一、本史料は長門市くじら資料館所蔵の近世文書の翻刻である。
- 一、翻刻にあたっては原則として新字体を用い、一部の固有名詞を除き、異体字・旧字体（正字）は適宜改めた。
- 一、変体仮名は、者・而・之などを除き、通常の仮名に改めた。合字は、 る（より）、メ（して）を原文のまま示した。
- 一、虫損などにより判読できない文字は"□"で、抹消などにより判読できない文字は"■"で示した。翻刻者の注は"()"を用いてルビで与えた。
- 一、抹消箇所は、抹消線——で示した。
- 一、読点・並列点を適宜与えた。欠字は省略した。
- 一、原表題がない史料4～6には、翻刻者が仮表題を与えた。

## 史料1 「御尋ニ付申上候事」未ノ12月20日 切紙1点

御尋ニ付而申上候事  
 一此度之鯨入札不仕段、如何様之參懸リニ  
 候哉と御尋被成候、此段私共前々る鯨商壳  
 仕来候得共、近年者利分茂無御座不勝手ニ  
 而、銀先茂無御座候付、入札不得仕候、  
 前々問屋数御座候時者、鯨買得仕候段、先  
 達而萩江申遣、銘々之間屋作廻ニ而、銀壺  
 貫目之買物仕候得者、五百目者心遣仕、早  
 速銀子其者取帰候、左候而鯨積廻シ壳払相  
 成、残所無延引仕切相調來候処ニ、當春以  
 来、問屋壺軒ニ相成、鯨積參壳払相成候而  
 茂、銀子先掛杯と被申、仕切銀延引仕、作  
 廻相成兼迷惑仕候、其上銀子不如意之時節

柄と申、旁ニ而入札不得仕候間、此段被聞  
 召分可被下候、以上

未ノ十二月廿日	(通・瀬戸崎浦仲買) 仁右衛門印
	久兵衛印
	次郎右衛門印
	吉之丞印
	惣右衛門印
	長太夫印
	彦六印
	五郎左衛門印
	源六印
	六之丞印
	正五郎印
	十郎右衛門印

## 史料2 「御断申上候事」未12月24日 竪帳 1冊

### 御断申上候事

瀬戸崎・通於両浦鯨獵仕候節、前々る三つ  
 切ニ仕、背皮御用油ニ取、相残ル分ハ右両  
 浦并萩る參居候中買之者札入仕、落札之者  
 即時銀子差出、鯨引替ニメ相渡申候、左候  
 而、中買之者作廻を以、萩問屋へ差出壳払  
 仕、問屋る即時銀子差越申候ニ付、中買之  
 者請取申參かゝり御座候、然処ニ、右札様  
 之者共此度る入札不得仕候通、私共迄申出  
 候ニ付、様子相尋候へハ、只今之通、西田  
 正右衛門一軒之間屋ニテハ、銀子之くり出  
 候も不相成候哉、萩積廻候鯨代銀仕切及延  
 引申候付、入札銀貸申もの無御座候故、札  
 入不得仕之通申付、何とそ式・三組宛催相  
 ニて成共入札仕候様ニと重疊沙汰仕候へ  
 共、右之通ニ銀子無御座候故、何とも相成  
 不申之通申事御座候故、右両浦札様之者と

も申方書付相調させ取置申候、左御座候所ニ、今月十九日・廿日ニ鯨四本取申候所ニ、入札不仕候故、当分ニ壳扱申儀相成不申候間、皮身之分ハ御用油ニ残シ置、相残ル分ハ萩積廻、問屋ニて壳扱せ申候、前々之通中買之者へ於浜壳渡候時ハ、其者とも多人数ニて作廻候ニ付、萩積廻申事御座候所ニ、此度之通ニ地下之作廻ニ仕候てハ、多人数打かゝり、重而之猶支度も不得仕、堵又隙取候時ハ、鯨も損シ壳扱候直段下直ニ御座候て、地下之痛非大形儀御座候、其上地下作廻候ニて、萩積廻候時ハ、しまり其外銀子取縮め旁、村君中より上乗仕萩差出候故、重而沖立仕間欠申儀ニ御座候、堵又、前々之通浜壳仕候へハ、当座ニ代銀請取候て、地下配分仕事ニ御座候へ共、此度之通、萩ニて壳扱候時ハ、代銀取集、地下取帰候上、地下ニ而諸配当・脇浦へ之割方等仕候故、銘々手取之銀子も殊之外延引仕迷惑之廉多ク御座候、ケ様ニ御座候てハ、浦中も難儀千万之儀ニ奉存候条、前々之通ニ萩ニて之間屋余多ニ被仰付被遣候様ニと奉願候、左御座候ハヽ、両浦より鯨萩積廻候節、船中之しまり萩ニて問屋方へ之受渡旁相違無御座様ニ沙汰可仕候、此段ハ鯨方御役人様よりいかやうニも被仰付候辻を以、念を入沙汰可仕候、両浦之儀ハ、偏鯨猶を以御納所水夫銀旁上納仕、銘々渡世之便ニも仕儀御座候条、何とぞ御願申上候通ニ被仰付被遣候様被遊御沙汰被遣可被仰、以上

未ノ

十二月廿四日

両浦役人

此通ニ仕出シ仕申候事

### 史料3 「鯨組願書附写」亥(宝曆5年)ノ6月 豎帳1冊

(表紙)

「

(宝曆五年)  
亥ノ六月

鯨組願書附写

」

御歎申上候事

一銀貳拾貳貫目定

但通浦鯨組御断之品有之、当秋仕構銀として御かし渡被仰付、尤御返納之儀者当亥ノ暮より無利拾五年賦ニメ被召上被成候様ニと御願申上出遣候事

内

拾貫目

但現銀を以御貸渡被成候様ニ奉存候事

拾貳貫目

但通浦御立山之内ニおみて魚添ニ不相支物陰ニテ、松木長サ四間より五間迄之間、末口六寸物位之分千本、尤代銀壹本ニ付六匁宛ニメ、同貳千本長サ貳間半より三間迄之間末口四寸物位之分、代銀壹本ニ付三匁宛ニメ、ゆかミ物御用木ニ不相成分抜切被仰付、代銀直様御貸渡被遣候様ニと御願申出候事

右通浦鯨組先年已來於御国中御抽而猶業立御座候ニ付、莫太之御利徳相備、浦御立銀ハ不及申、其外諸上納堅固ニ奉進、其節且五百軒之御百姓鯨猶第一と渡世を営、一浦相立候段旁以公私之重宝不過与奉存候、然

処ニ近年鯨獵年増衰、公内借ともニ相滯、既ニ鯨組難取続趣ニ御座候付而、過ル未ノ年  
(宝曆元年)  
 公内借共ニ仕組を以、御願申出為取続、銀子三拾貫目新借就被仰付候、御患有難、此分仕法之通、鯨組修甫ニ相備置、年々仕構右之銀子を以相納、獵事之上者、度々引退銀仕置、素之通修甫ニ戻シ置候ニ付、已來上之不奉掛御危害とも於地下も安心之仕組と奉存罷居候処ニ、過ル西ノ秋(宝曆三年)る御國中一統ニ札銀遣ひニ就被仰付候、西ノ冬翌戌(宝曆四年)ノ春迄取留候鯨入札之儀、鈔銀ヲ以売払、尤鯨組之儀ハ、仕構之節ハ他国物をも買得仕、其上前段之通、仕組之趣も御座候へ者、彼是御理品有之、鯨正銀壳之御歎申出候処ニ、一向不被無御許容、右仕組メリ之儀ニ付てハ、手堅被仰付之趣も御座候而、余り自己之例ニも不相成儀故、修甫銀古札を以相備置候、左候処、去夏古礼之儀ハ、通用御物切を以、捨リニ被仰付候趣ニ付、余分之銀子損失ニ相成、鯨組肝要之仕組も萌候様ニ參懸り、氣之毒千万奉存候、依之段々申立候趣を以御歎仕候処、被召聞分古札銀高拾四貫匁之内、七貫目ハ現銀を以御引替被成、残り之儀ハ当浦る年々貳貫三百目余年約且納として上納相成ル分江御立用を以被召上候ニ付、一躰ハ不残引替被仰付候程ニも御座候得共、誠ニ積り前を以取立相成候仕組修甫銀之内も減り、殊ニ去春之儀ハ仕構難相調、鯨組指止申之外無御座候処、上るも段々御重宝ニ相成候鯨組ニ付、何とそ仕組取続候様ニと被仰出、於地下茂且々取続申度、去秋之儀ハ苧網其外諸道具等之仕調も一向ニ不得仕、誠ニ取繕ニテ口シ、然所ニ右之通諸道具之不丈夫故か、段々宜獵事をも仕損シ、弥増不獵之段、難儀至極ニ奉存候、其上當春於沖海度々宜鯨をも掛ケ

留候処、不慮之風波ニテ取逃シ、網諸道具等大分失ひ、其節不速御届申出諸郡御廻状をも被成遣たる参掛リニ御座候、就中当二月南堂と申所ニテ座頭鯨式本かけ留候処、風波強、剥波相ニテ大徳と申瀬江右之鯨式本共ニ流懸りせき抜て逃ヶ失、苧網三拾端(鉛)ニおよび、并鋸・かゝ苧・小道具等ニ至迄、鯨組諸道具大概之分ハ右之瀬ニ懸り、是亦其節御届とも申出たる儀ニ御座候、段々取揚之調丈仕候へ共、数拾尋之海底ニテ、涯ニ懸り居候故、中～不及調儀、漸々數日を経、こま～ニ切はなし取揚候趣ニ付、以外痛之強、重而仕構之方へ難相用、其上近年諸道具怠りと申、彼是鯨組之痛、当年ニ相縮り、一節ハ鯨組沖立も不得仕、獵業差留り程之儀御座候へ共、鯨時分ニも御座候得ハ、辺々吟味を以網などをハ綴り合せ、且々鯨組沖立出番懸口節ハ右之趣ニ付、当秋仕構之儀ハ自得と違、苧網ハ不及申、鯨舟其外、鋸・かゝ苧・小道具ニ至迄、新規ニ仕調不仕候ハ、自今鯨組不相成候前ニ相見へ候、三十反之苧網計当秋調替仕と御座候而も、凡三拾貫目無御座候而者、拵掛相成物ニテ無御座候へ共、先当年之儀者半分方相調、当暮ニても宜獵事之上、追々仕調をも仕可申、委細当秋仕構一途木割別紙之前ニ御座候所、近年鯨組為躰殊ニ世上銀子不如意之時節ニ御座候へ者、中々強心遣ニ何とも差間難儀至極ニ奉存候、依之御時節柄千万申上兼候へども、前書ニ相見へ之通、銀子并当浦御立山之内ニおゐて魚添ニ不相支所、抜切被仰付、両条(カ)を以首書之銀辻当暮る無利拾五ヶ年約ニメ御貸渡被遣候様ニ奉願候、左候得ハ獵間之儀ニ付、相当之飯米直遣シ、地下中夫役ニ極出シ仕せ、渡世第一之鯨組及断絶不申様

取続ヶ申度奉存候者也、何分当秋之仕構相調、数百軒之御百姓渡世第一之鯨組及断絶不申様取続ヶ申度奉存候、はや鯨組仕構之時節ニも差向たる儀ニ御座候へ者、願ハ銀子单を以御願申答ニ御座候得共、御時節柄乍恐奉考罷居候故、余分之銀子難申出、右之通<sup>(抜)</sup>祓切仰付御歎申上候ニ御座候、何廉も自得ニては、いか程差間御座候而も、ケ様之御歎申候ハ不申上候へ共、当春之儀ハ、鯨組不慮之大変不及覚悟候、何とぞ御恵を以御貸渡被遣候様ニと奉存候、尤仕構積り立之儀ハ、大猶仕調不仕とも相済候程之儀ハ随分詮儀仕、減少を以申出候へハ、此内少々ニても減少被仰付、御貸渡相成候而ハ、仕構相調不申候、近年不猶ニ付、追々御歎をも申出、段々被遂御了簡被遣たる儀ニ御座候へハ、於下ニ心遣相成程ニ而ハ全ク御危害不申上候へ共、夫も銀子不如意之時節柄、何とも施心遣御歎申上候、鯨組追々御貸渡之御米銀過ル未年御了簡を以手輕ニ被仰付、其已後不猶ニても全未進も不仕、御返納辻過半且納仕たる儀ニ御座候、鯨組取続候而、此先以公納之儀者少も不納申上覚悟ニ奉存候、何分唯今之分てハ鯨組取立不相成難儀千万ニ奉存候間、何とぞヘ願之通被仰付可被成候、別而当浦御立山之儀ハ、萩辻之所柄ニ付、近年追々被入御念手堅御跡道被仰付、於地下も乍恐御為第一と奉存、次ニ御百姓中ハ不及申、鯨組諸道具等仕調之節ハ御断之於山々者自道少々宛之採用をも御差免被遣來り候儀故、御立山之儀者別而地下中御制道相守り、山廻り扶持等之儀ハ、地下も差出、偏ニ御立山成り立候様ニと地下中へ念を入申儀ニ付、増え盛長仕御重宝不相願儀ニ奉存候、此度御願之儀者、尋常とも違ひ、誠ニ一浦安危之

境御座候所、銀子斗之御歎も難申上、於地下之心遣者猶以不相成おのつから鯨組差止申之外無御座候へ共、段々御重宝ニも相成、且数百軒之所柄御納所ハ不及申、其外ハ役目等当自道取渡り旁、偏鯨組之力ニて唯今迄一浦相立候所、自今鯨組及断絶候得而ハ、おのつから亡所仕之外無御座、口口口御為も不宜奉存候付、偏ニ鯨組御仕入等之思召、願之通被遂御許容被遣候様ニと奉願候、左候ハ縱此後不猶ニ御座候共、手輕御物切少しも無相違遂上納可申候、右之外鯨組ニ付てハ、段々造作入等も有之、銀子入用ニ御座候へハ、其段ハ於地下隨分心遣仕可申候、然共右諸道具ニ仕調、別紙前之儀ハ、とかく御恵奉願之外無御座候、当浦之儀ハ、<sup>(耕)</sup>溝地等無御座、猶業一篇之所柄ニ御座候ニ付、鯨組差止候而ハ、何廉も一浦不相立亡断眼前之儀ニ、殊ニ於御国中別而重宝ニ相成候鯨組、疾と被聞分、一浦御恵と被思召、前断之通御許容奉願候、此段宜成御沙汰可被下候、以上

(宝曆五年)  
いノ六月

役人中

大庄屋

重村四郎右衛門殿

鯨組願書付写此外未ノ年も亥ノ春迄之諸算用御引合於萩有之、御役人中度々御出萩ニテ御讚談有之候事

#### 史料4 [書状] (享保17年)2月11日 切紙1点

飛札令披見候、昨十日通ひ浦沖ニテ流鯨有之、其浦も漕船數拾艘差出、夜中漕込申候処、蟬鯨十尋ものと相見、日数を経候哉、殊外損シ候由、就夫早速札入仕候由、旁之

趣、令承知候、然処ニ先月廿八日川尻於沖ニセミ鯨凡十三尋程と相見候分、壱本取かゝり候内、風波ニ相成、彼浦漕戻り申儀不相成折柄、夜分ニかゝり、無是非鯨へ付候網もり旁切放シ罷戻り申候由、其節申出候付、定而いつれへ相流レ寄申儀茂有之と存、他才判迄も廻状を以令沙汰置候、就夫今日川尻右之鯨之訣義申出候付、先刻委細申遣候通、いか様相通可申と存候付、川尻茂役人共其元罷越申越之由申出候間、何分申合せ、弥川尻ニ而取かけ置候鯨ニて、  
(カ)今聊否之儀不申引渡仕、尤ヶ様之古法茂可有之条、其筋ニ無相遣、双方可申談候、日数を経、其節之諸道具旁者流れ捨りたる儀も可有之候、然共、現在川尻ニ右之尋ね之  
 蝉鯨近きうち取かけ候段、無紛事ニ候条、何分双方理不尽之儀不申合候様ニと存候、左候て申談相決候処、双方る早々可申出候、其趣を以御手元江茂御届申儀ニ候、双方申談、為折合川尻より其元罷越候年寄源三郎江茂一紙ニ申入候、以上

二月十一日 井上四郎右衛門印

手子ノ

弥三郎殿

(通浦) 同庄屋

設楽一郎兵衛殿

川尻年寄

源三郎殿

尚々ケ様之儀、前々る之定方等も可有之候歟、其趣とも可申出候、以上

### 史料5 [書状] (享保17年) 2月27日 切紙1点

態致啓達候、弥以其御地各様御堅固可被成御勤与珍重奉存候、爰元相替儀無御座罷居

申候、先以先頃者当浦鯨其元江流寄候時分、段々御心遣被成被下、忝奉存候、御礼旁早速可致参上候処ニ、御用指閻、其儀無御座候、仍而左少之至ニ而候へ共、札銀壱包進上仕候間、御請取被成可被下候、右御礼為旁頭百姓壱人遣申候、此外期貴顔候、万々可得貴意候、恐惶謹言

(川尻浦)  
天野清六 (花押)

斎藤清兵衛 (花押)

二月廿七日

斎藤源三郎 (花押)

(通浦庄屋)  
設楽市郎兵衛様

村田正兵衛様

村田左兵衛様

池永藤右衛門様

早川清兵衛様

### 史料6 [書状] (享保17年) 3月15日 切紙1点

(上書)

「設楽一郎兵衛様

山田惣右衛門様」

鯨子之儀ニ付、又々飛脚を以申進候、今朝趣申進候通、役人勘場罷出、鯨之參懸り申上候処ニ、書付を以申出候様ニとの御事ニ付而、則於勘場ニ書付相調差出申候処ニ、早速萩御手元へ被仰遣申出候書付候間、仕懸御目申候、鯨之義者、入札を以売払、代銀始末仕置候様ニとの御事ニ御座候、萩る被仰出次第趣可申進候、鯨之義早速売払候様ニと河野源右衛門様る被仰渡候、其元る御出候迄、為待候時者間相有之、鯨腐り申ニ付而、其御地問屋和田屋吉郎右衛門申談入札仕せ申候、右為御知せ旁、飛脚を以如

此ニ御座候、恐惶謹言

(瀬戸崎浦)

重村左衛門 (花押)

三月十五日

南野清左衛門 (花押)

(付記)

史料の調査・翻刻にあたっては、長門市くじら資料館と同館館長の早川義勝氏にご配慮を頂きました。

また関係史料の調査にあたっては、長門市教育委員会と山口県文書館にお世話になりました。末筆ながら御礼申し上げます。